道路の供用開始 道路の区域変更

目

次

示

告

指定医療機関の廃止の届出 医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定 (地域福祉国保課) ーー七ページ

平成二十三年度産林業用配付種苗の種類、予定数量、 価格

同

林 政

) 道 (同 路 維 持

課) 一一九

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の

納 管 理

出

角 課) | | (健康福祉政策課) 一一九

) 建 築指 課) | | |

名

称

開発行為の工事の完了

落札者等に関する公示

公

示

公共測量の実施

治療院

すこやか真和はり灸

橋

本

光

隆

吉七〇二

治療院じゅうべえ

石

垣

宏

和

第 二千三百二十二

号

火曜日)

成二十四年二月二十一日

平

告

示

岐阜県告示第六十九号

条の規定により告示する。 第二十一号) 第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の せる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令 るものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための施術を担当さ 自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によ 支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第十二 十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四

平成二十四年二月二十一日

開 設

者

所

岐阜県知事

古

田

在

地 指 定年月

日

町二九 千成ソミュール日 愛知県名古屋市中村区日吉 平成三・六三

高山市石浦町九 四三〇 平成三・七・一

七各務原市那加東新町一 七 平成三・七二

平成三・七三

名古屋市中村区並木二 三

岐 阜 県 公 報

毎週 (金曜日)

発 行

(休日に当たる)

明

光

鍼

灸

(治療

院

大

野

哲

朗

フ

ナ

۲

治

療

院

舟

戸

万

喜

平成二十四年二月二十一日

まごころマッサージ

第	232	2号				岐	阜	県	公	報		平成24年	年2月2	21日	(11	8)
県が生産した平成二十三年度産林業用配付種苗の種類、	岐阜県告示第七十一号	大 乗 坊 治 療 院 大	名称開	平成二十四年二月二十一日	保護法第五十五条の二の規定により告示する。	国後の自立の支援に関するがあったので、同法第五-		法律(平成六年法律第三十条の二及び中国残留邦-	生活保護法(昭和二十五	岐阜県告示第七十号	ひらもと健生療院 平	中川接骨院中	奥山接骨院奥	谷口鍼灸院谷	さくら接骨院 戸	治療院増
二年度産林		ス 乗 坊	設	日	規定により	る法律第十	正により次	十号)第十八等の円温	五年法律等		元	Ш	Щ		倉	⊞
你業用配		靖	者		ら告示する	-四条第四十四条第四十四条第四十四条第四十四条第四十四条第四十四条第四十四条第四	人の指定な	-四条第四条第四条	第百四十四		健 嗣	万 植 	義 和	茂 夫	崇	恵
予定数量、		二二二号九七 一メープルハイム高山市丹生川町町方一三	所在 地地	古	ඉ ං	国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰	、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第五		九各務原市鵜沼西町四 二七	一揖斐郡揖斐川町島二九一	大垣市木戸町四〇二 一	高山市宗猷寺町一五八	八 愛知県春日井市六軒屋町六	二 二
価格等を次のとお		平成宣	廃止年月日	肇		のとされた生活	廃止した旨届出	のとされた生活の支援に関する	用する同法第五		平成三: 0:	平成宣・九二	平成三・九・九	平成三・八二四	平成宣・ハ・一	平成三、七三云

り告示する。 り定めたので、 林業用種苗配付規則(昭和二十四年岐阜県規則第六号)第三条の規定によ

平成二十四年二月二十一日

岐阜県知事

古

田

肈

林業用種子

-	(ſ
	0.=00	くろまつ	司
	〇・五〇〇	あかまつ	同
	四五・〇〇〇	ひ の き	同
一三、一四七	六・000	す ぎ	育種種子
) 価格(円) 一キログラム当たりの税込み	予定数量(キログラム)	樹種	種類

岐阜県告示第七十二号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十四年二月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十四年二月二十一日

岐阜県知事 古 田

馬道		類の道 種路
停泊	——— ≢打	路
停 礼 車 場 過	4 / 모	線
场上		名
で 同 一市 四同	ら 上洞一四 四間	X
二番 三地 先ま 字同	三番一地先か問町和佐保字水	間
後	前	別前変区 後更域
후 후	要· 三	ル (
五六・六	五六・六	ル(延) メー ト長
		備
		考

岐阜県告示第七十三号

用を開始するので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供

維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十四年二月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十四年二月二十一日

岐阜県知事 古 田

肈

			一四 二番三地先まで		
- - - -	Ē		同 市同 字同	停車場	
三 - - - - - - - -	三 月 三 万	콫·六		神岡線	県道
፫ ፟፟፟፟፟፟፟፟፟	Z 戈		洞一四 三番一地先から	打 保	
			飛驒市神岡町和佐保字水上		
月日)	の期日	ル)			類
更合品,年		(メート	区間	路線名	の種
、備 区 或考	供用開始	延長			道 路

岐阜県告示第七十四号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十四年二月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十四年二月二十一日

岐阜県知事

古 田

肈

類の道 種路
路 線 名
区
ル) (メート ト長
の 期 日
月日) (年) (年) (年) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日

国 一 道 般 号

リ三一八番一地先から

三百六十

字同

三一六番一地先まで

市同

七 Ė

靈平 ⋮ ≟ 三平 · 成 亭 <u></u>

岐阜県告示第七十五号

六十八号)の一部を次のように改正し、平成二十四年三月一日から適用する。 岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示(平成十五年岐阜県告示第二百

平成二十四年二月二十一日

岐阜県知事

古

田

肇

一中「美濃市」 を 美濃市 各務原市」 に改める。

公 示

落札者等に関する公示

百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第

平成二十四年二月二十一日

古 田

肇

岐阜県知事

購入物品の名称及び予定数量 岐阜県健康科学センターで使用する電気

2,880,000kWh

契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

第2322号 岐 阜 県 報 平成24年 2 月21日 公 (120) Ξ 四 第一項の規定により大垣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 第一項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条 作業種類 岐阜市 作業地域 平成二十四年二月十日から 作業期間 岐阜市 作業機関 平成二十四年二月二十一日 同 落札金額 45,493,224円 公共測量 (街区基準点等のパラメータ補正) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者の氏名及び住所 落札者を決定した日 入札公告を行った日 部局の名称 岐阜県保健環境研究所 公共測量の実施 公共測量の実施 玍 书 年三月三十一日まで 各務原市那加不動丘1丁目1番地 平成24年1月31日 平成23年12月16日 愛知県名古屋市東区東新町 1 番地 中部電力株式会社 代表取締役社長 水野 明久 岐阜県知事 古 田 肇 四 Ξ で 四 Ξ 第一項の規定により多治見市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったの 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条 作業種類 平成二十四年二月十日から 多治見市 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 作業種類 多治見市 作業地域 作業期間 公共測量 (街区基準点等のパラメータ補正) 作業機関 平成二十四年二月二十一日 大垣市 作業地域 同 平成二十四年二月十三日から 作業期間 公共測量 (街区基準点等のパラメータ補正) 大垣市 作業機関 平成二十四年二月二十一日 公共測量の実施 年三月三十一日まで 年三月三十一日まで 岐阜県知事 岐阜県知事 古 古 田 田

肇

平成二十四年二月九日から

第一項の規定により瑞穂市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

岐阜県知事 古 田

肇

第一項の規定により飛驒市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

岐阜県知事 古 田

第2322号					Ц	支	阜県	公	報		平月	成24	年 2	2月2	21日		(122	!)
第	四		Ξ		_	_		同	第			四			Ξ		_		_
第一項の規定により垂井町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条公共測量の実施	羽島郡岐南町作業地域	同年三月二十三日まで、「「中国」「日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	2. 龙二三四月二日 1. 三日から	公共測量(街区基準点等のパラメータ補正)	作業種類(岐南町)	作業機関	平成二十四年二月二十一日 岐阜県知事・古 田 肇		第一項の規定により岐南町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条	公共測量の実施	飛驒市	作業地域	同年三月三十一日まで	平成二十四年二月九日から	作業期間	公共測量 (街区基準点等のパラメータ補正)	作業種類	飛驒市	作業機関
	三(作業期間) 公共測量 (街区基準点等のパラメータ補正)	二 作業種類	伸言 丁 作業機関	岐阜県知事 古 田 肇		同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。	第一項の規定により神戸町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条	公共測量の実施	不破郡垂井町四、作業地域	同年三月三十一日まで	三 作業期間	公共測量 (街区基準点等のパラメータ補正)	二 作業種類	垂井町	一 作業機関	山阜県矢事 72 日 9	3	2. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

古

田

ſ	第2322号	岐	阜	県	公	報	平成	24年 2 月21日	(124)
平成二十四年二月二十一日発行						同二三・一〇・二八同二三・一〇	「同中建築第五四号の 一同二一・一○・二○ 同中建築第四三号の二	(同二二・八・一○ 同西建築第五二号の一三 同西建築第五二号の一三 同西建築第五二号の一三 同四 計画	同岐建築第二八号の二 同山三・一一・四 二〇 二〇
発行所 岐 皇発行者 岐阜市薮田							番三(第一工区)関市桐ヶ丘三丁目一番一の一部及び一	海津市海津町内記字四の割四一九番	六(一)の一番一、三〇四番四及び三〇四番)、三〇四番四及び三〇四番の人が三〇四番の人が三〇四番の一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、
岐阜市数田南二丁目一番一号							緑地	道 路	道 路
							同	同	同
編 集 各務原市テクノプラザー							立関商工高等学校)関市長「尾」「関・健」治	代表取締役 石 原 良株式会社ニッセキ 原 はの 一人四番地	代表取締役 鵜 飼 幸株式会社鵜飼組
-							治 (関 市	美	子
ブイ・アール・テクノセンター									